

12 公的年金の実質価値を保障する仕組みと給付水準を示す指標

公的年金の実質価値を保障する仕組みと給付水準を示す指標

1 理解し伝えるべき項目

- (1) 社会、経済の変化に伴い賃金や物価の水準が変わったとしても、**年金の実質的な価値を維持し老後の生活の基本としての役割を果たしていけるよう、公的年金保険には、賃金、物価の変動に応じて、毎年度、年金額を改定する仕組みが導入**されている。(企業年金などの私的年金にはない仕組み)
- (2) 具体的には、65歳で受給開始する時の年金額は現役世代の賃金の変動に応じて改定し、受給後は物価の変動に応じて改定されることが基本となっている。これは、現役期から高齢期に入ったときの年金は、それまでの賃金に対する相対的な水準を保障し、受給開始後は実質的な購買力を保障するとの考え方が基本となっている。
- (3) このため、公的年金保険の財政検証において、**将来の年金の給付水準を示す際には名目額は使わず、年金の実質的な価値を計るため、**
 - ・ **現役世代の賃金に対する相対的な水準を示す「所得代替率」**
 - ・ **年金の購買力を示す「物価で現在価値に割り戻した年金額」****の2つの指標が用いられている。**
- (4) **所得代替率は、年金額が賃金を基準に改定される場合に維持されることとなるため、年金額の伸びを物価、賃金より抑え、給付水準を調整するマクロ経済スライド(※シラバス9参照)により低下することとなる。**一方、賃金に対する相対的な水準を示す所得代替率が低下した場合でも、**年金の購買力を示す物価で現在価値に割り戻した年金額は、現役世代の賃金の実質価値(購買力)が上昇すれば必ずしも低下するものではない。**

2 伝える際のポイント

(i) 年金の実質価値を維持する仕組み

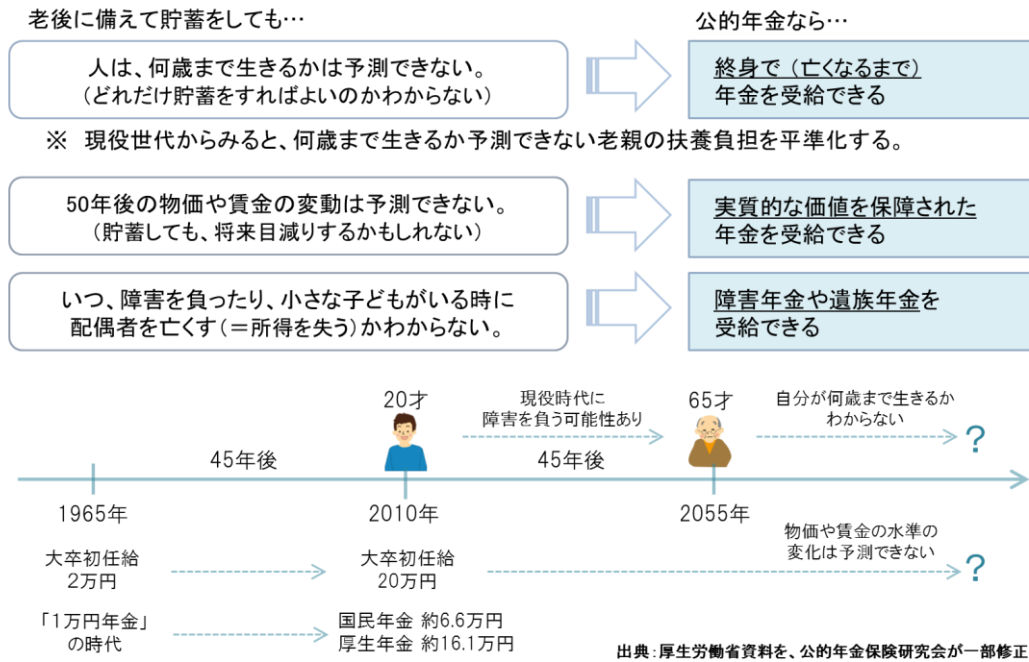
若者が働き始めたときから高齢期に年金を受給するまでの長い間には、社会、経済の変化に伴い賃金や物価の水準は大きく変わり得るものである。人の一生に関わる長期の保険である公的年金において、老後の生活の基本としての役割を果たしていくためには、**賃金や物価の水準が大きく変わったとしても年金の実質的な価値を保障することが極めて重要**である。

そこで、公的年金保険の年金額は、賃金、物価の変動に応じて、毎年度、改定される仕組みである。具体的には、65歳で受給開始する時の年金額は

12 公的年金の実質価値を保障する仕組みと給付水準を示す指標

現役世代の賃金の変動に応じて改定し、受給後は物価の変動に応じて改定されることが基本となっている。これは、高齢期に入ったときの年金は、それまでの賃金に対する相対的な水準を保障し、受給開始後は実質的な購買力を保障するとの考え方が基本となっている。

公的年金の特徴



(ii) 公的年金保険の給付水準を表す指標

今の若者が年金を受給する遠い将来においては賃金や物価の水準は大きく変わっていることも考えられる。このため、年金の名目額をみてもどの程度の購買力があるのかといった年金の実質的な価値を確認することはできない。このため、公的年金保険の財政検証においては、**将来の年金の給付水準を示す際**に名目額ではなく、

- ・ **現役世代の賃金に対する相対的な水準を示す「所得代替率」**
- ・ **年金の購買力を示す「物価で現在価値に割り戻した年金額」**

の**2つの指標が用いられている**。

また、年金額は加入期間、賃金水準などにより個々人により異なるため、一定のモデルを設定してモデル年金を計算し、モデル年金の賃金に対する比率(所得代替率)や物価で現在価値に割り戻した年金額を給付水準を示す指標として用いている。

12 公的年金の実質価値を保障する仕組みと給付水準を示す指標

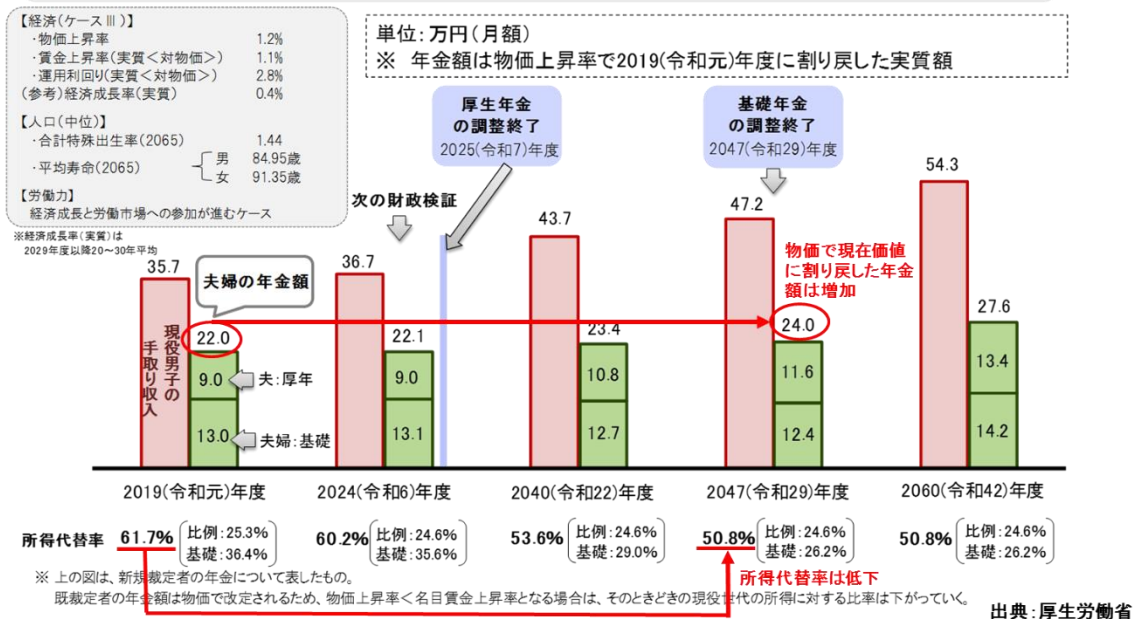
<モデル年金>

モデル年金は、20歳から60歳までの間、夫は厚生年金に平均的な給与で加入し、妻は専業主婦（第3号被保険者）であったというモデルの下での年金額である。また、モデル年金の所得代替率は分子に夫の厚生年金と夫婦の基礎年金の合計額、分母に現役男子の手取り収入をとり、その比率を算出したものとなる。

2019年度のモデル年金は22.0万円（＝夫の厚生年金9.0万円＋夫婦の基礎年金13.0万円）であり、その所得代替率は61.7%（＝モデル年金22.0万円÷現役男子の手取り収入35.7万円）となっている。

2019(令和元)年財政検証の結果について< 経済:ケースⅢ 人口:中位 >

- マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で2047(令和29)年度』、『厚生年金で2025(令和7)年度』で終了し、それ以後、『所得代替率50.8%』が維持される。
- 一方、マクロ経済スライドによる調整期間において、新規裁定時の年金額は、賃金の上昇によってモデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても増加。



(iii) 賦課方式により保障される年金の実質価値

賃金や物価の変動に応じて年金額を改定することにより実質価値を保障する仕組みは公的年金保険の特徴であり、企業年金などでは一般的にみられない仕組みである。これは、企業年金は積立方式であるのに対し年金公的年金保険が賦課方式を基本とした財政方式を採用しているため可能となっている。

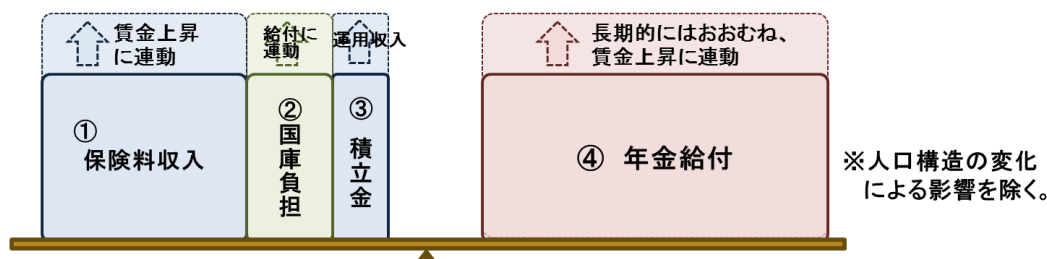
積立方式の年金制度では、仮に、激しいインフレが生じた場合、固定金

12 公的年金の実質価値を保障する仕組みと給付水準を示す指標

利の国債などでは運用利回りが物価、賃金の上昇に追いつかないため年金額を賃金や物価に応じて改定することはできない。一方、賦課方式の公的年金保険では、激しいインフレが生じても財源の中心となる保険料も賃金に応じて増加するため、年金額を賃金や物価に応じて改定することが可能となるものである。

経済変動の公的年金財政への影響

- 賦課方式を基本とした公的年金は、人口構造の変化による影響を除くと、収入(財源)、支出(給付)ともに賃金水準の変化に応じて変動することとなる。この性質により、激しい経済変動に対しても一定の安定性を確保し、その時々々の賃金水準に応じた年金給付を可能としている。
 - したがって、収入、支出の中で賃金上昇に連動しない部分が年金財政に大きな影響を与える。
- <賃金上昇に連動しない部分>
- ・運用収入のうち運用利回りと賃金上昇率の差 … 実質的な運用利回り(スプレッド)
 - ・既裁定年金の物価スライド … 実質賃金上昇率(賃金上昇率と物価上昇率の差)



- ① 保険料収入 … 賃金上昇に応じて増加
 - ② 国庫負担 … 給付の増加(≒賃金上昇)に応じて増加
 - ③ 積立金 … 運用収入に応じて増加
 - ④ 年金給付 … 新規裁定年金の賃金スライドにより、おおむね賃金上昇に応じて増加
→ 既裁定年金は物価スライドであるが、年金給付の長期的な動向は賃金上昇に応じて増加する。
- 出典:厚生労働省
出典:厚生労働省

(iv) マクロ経済スライド調整による年金の給付水準への影響

マクロ経済スライドは、年金の伸びを賃金、物価の伸びより抑えることにより給付水準を調整する仕組みである。このため65歳で受給開始する時のモデル年金の所得代替率は、分母は将来の賃金上昇で増えていくのに対して、分子の年金額は、マクロ経済スライドにより分母の賃金より伸びが抑えられることとなる。したがって、マクロ経済スライド調整期間においては「所得代替率」が低下していくこととなる。

一方、年金の購買力を示す「物価で現在価値に割り戻した年金額」は、マクロ経済スライドにより賃金の購買力(実質賃金)の伸びよりは下回るものの、賃金の購買力の伸びがマクロ経済スライドの調整率より大きければ年金の購買力も伸びることとなる。

12 公的年金の実質価値を保障する仕組みと給付水準を示す指標

<マクロ経済スライドによる給付水準調整が行われていない場合>

- ・ 現役世代の賃金に対する比率の「所得代替率」は横ばい
- ・ 年金額の購買力を示す「物価で現在価値に割り戻した年金額」は、現役世代の賃金の購買力（実質賃金）と同様に変動する。（賃金の実質額が上昇すれば年金の実質額も上昇）

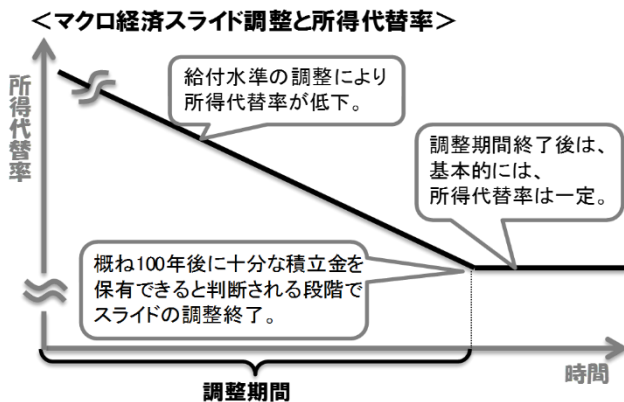
<マクロ経済スライドによる給付水準調整が行われている場合>

- ・ 現役世代の賃金に対する比率の「所得代替率」は低下
- ・ 年金の購買力を示す「物価で現在価値に割り戻した年金額」は、その伸び率は現役世代の賃金の購買力（実質賃金）の伸び率より小さくなる。（賃金の実質額の上昇率がマクロ経済スライドの調整率を上回れば、年金の実質額も上昇）

【所得代替率】

$$\text{所得代替率} = \frac{\text{厚生年金の標準的な年金額}}{\text{被保険者の平均手取り収入}}$$

賃金上昇率で変動



出典：厚生労働省

3 振り返り

- (1) 公的年金保険において、**年金の実質価値を保障するための仕組み**とはどのようなものか。
- (2) 年金の給付水準を示す指標として用いられる「**所得代替率**」と「**物価で現在価値に割り戻した年金額**」とはそれぞれ何を示す指標か。
- (3) **マクロ経済スライドによる給付水準調整**により、「所得代替率」と「物価で現在価値に割り戻した年金額」は**どのような影響**を受けるか。